

((((伝建群だより)))

編集・発行

桐生市総合政策部伝建群推進室推進係

Tel 0277-46-1111(内線346, 639)

Fax 0277-43-1001

E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成24年5月20日発行 春号 No.16

建物の修理や新築などをお考えの方は伝建群推進室へ 早めにご連絡下さい

伝建地区としての町並みを保っていくため、建物の修理や新築、増改築などを行う場合、事前の許可が必要となります。場合によっては許可となるまでに時間を要する場合も考えられますので、「伝建群推進室」もしくは「伝建まちなか交流館」まで早めに連絡下さい。

なお、許可が必要となります建築行為は下記のとおりとなります。
ご協力よろしくお願ひいたします。

【許可が必要な主な建築行為】

- ★建物の修理を行う場合（外壁の塗り替えなども対象となります）
- ☆建物を新築する場合
- ★建物の増築を行う場合
- ☆建物を取り壊す場合

※ 裏面もご覧下さい

※ 伝建制度、まちづくりや伝建群だよりについて、ご不明な点などがありましたら、
伝建まちなか交流館、または、市役所伝建群推進室までお気軽にお問い合わせください。

～伝建群を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生

平成 25 年度より建築行為に関する助成制度を開始予定です

一般の建物（伝統的建造物以外の地区内全ての建物）で、伝統的建造物に合わせた建築を行う場合（修景）や、伝統的建造物に指定された建物の修理のための費用に関する助成を、平成25年度（平成25年4月1日）より予定しております。

なお、平成25年度に助成を受け、修景や修理をお考えの方は、手続きに時間を要しますので、今年の6月末までにお申し出下さい。

- ※注意 ・助成を受けるためには、保存計画で定められた「修景基準」「修理基準」に従っていただくことが前提となります。
- ・申し出が多数の場合は、次年度以降となる場合があります。
- ・詳しくは、「伝建群推進室」もしくは「伝建まちなか交流館」までご相談下さい。

<< 助成制度を受ける事ができる行為 >>

① 一般の建物の場合（②以外の全ての建物）

助成の対象となる建築行為 → 修景基準に基づく修景を行う場合

補助率：60%（残りは自己負担となります）

補助限度額：600万円（補助を受けることができる最高額）

[工事費が1千万円を超える場合]

補助金額 600万円（上限額）

自己負担額
（残金）

[工事費が1千万円を超えない場合]

補助金額 600万円以内
（工事費の60%）

自己負担額
（残金）

② 伝統的建造物に指定された建物の場合

助成の対象となる建築行為 → 修理基準に基づく修理を行う場合

補助率：80%（残りは自己負担となります）

補助限度額：800万円（補助を受けることができる最高額）

[工事費が1千万円を超える場合]

補助金額 800万円（上限額）

自己負担額
（残金）

[工事費が1千万円を超えない場合]

補助金額 800万円以内
（工事費の80%）

自己負担額
（残金）

～伝建群を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生